

福岡空港滑走路増設事業環境影響評価技術検討委員会運営要領（案）

（総則）

第1条 本要領は、「九州地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」（平成14年2月22日付け国九整規第19号）第4条第2項及び「大阪航空局環境影響評価事務処理要領」（平成13年11月5日付け阪空整第50号）第8条の規定に基づき、福岡空港滑走路増設事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 技術検討委員会は、対象事業の事業特性を勘案し、その地域特性に精通した環境の専門家等で構成し、委員長及び委員をもって組織する。

2 技術検討委員会は、別紙の5名の委員をもって構成する。

3 委員は博多港湾・空港整備事務所長（以下「事務所長」という。）が委嘱し、非常勤とする。

4 委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を統括する。

5 委員の専門分野以外の項目において、委員長が指名した学識経験者の助言を求めることができる。

（技術的助言）

第3条 委員長は、福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価の手続きの中で、原則として次の事項について、事務所長からの要請を受けて委員会を招集し、技術的な助言を行うものとする。なお、これ以外の事項についても、事務所長からの要請があった場合には、技術的な助言を行うものとする。

法に基づく環境影響評価の実施に当たり最新の科学的知見に基づく検討を要する下記の事項

- 1) 方法書の作成
- 2) 項目、手法の選定
- 3) 準備書の作成
- 4) 準備書に寄せられた住民等意見に対する見解書の作成
- 5) 評価書の作成
- 6) 評価書の補正

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から当該事業に係る環境影響評価書の公告の日までとする。

（公開）

第5条 委員会は、公開を原則とする。

(技術検討委員会事務局)

第6条 技術検討委員会の事務局は、九州地方整備局港湾空港部及び大阪航空局空港部に置く。

附 則

この運営要領は、平成24年 月 日から施行する。

福岡空港滑走路増設事業環境影響評価技術検討委員会 委員

氏名	所属・職名	項目
せつ たかお 薛 孝夫	西日本短期大学 特任教授	植物、生態系
たむら こうさく 田村 耕作	日本野鳥の会 福岡 副代表	動物（鳥類）
のがみ あつし 野上 敦嗣	北九州市立大学 国際環境工学部 教授	大気質
まつふじ やすし 松藤 康司	福岡大学 工学部 教授	水質
よしひさ こういち 吉久 光一	名城大学 理工学部 教授	騒音（航空機）

<敬称略：五十音順>

※評価を行う中で委員会が技術的助言を必要と判断した場合は、委員以外の学識者にも助言を求めていく。